

小学校から高校までの教育課程における憲法教育等について

平成 24 年 3 月 22 日（木）

文 部 科 学 省

小学校、中学校、高等学校の教育課程については、学校教育法等の規定により、教育課程の基準として文部科学大臣が定める学習指導要領によることとされております。

学習指導要領については、平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領が、平成 21 年 3 月に高等学校の学習指導要領が改訂され、小学校については平成 23 年度から、中学校については平成 24 年度からそれぞれ全面実施となり、高等学校については平成 25 年度の入学生から年次進行で実施することとしております。

憲法に関する教育については、社会科・公民科の中で行われており、児童生徒の発達段階を考慮しつつ、小学校、中学校、高等学校の各段階で学習することとしております。

小学校社会科の第 6 学年においては、民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う観点から、

- ・ 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること
- ・ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること

を学習し、我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにすることとしております。

また、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割、天皇の国事に関する行為、参政権、納税の義務などについても取り上げることとしております。

中学校社会科の公民的分野（第3学年）においては、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う観点から、

- ・ 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義
- ・ 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること
- ・ 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為

について理解させることとしております。

また、法に基づく公正な裁判の保障、国民の政治参加、選挙の意義についても考えさせることとしております。

高等学校においては、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる観点から、公民科の科目「現代社会」もしくは「政治・経済」のどちらかを選択して履修することになっております。

「現代社会」においては、

- ・ 基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせること
- ・ 天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活との関わりから認識を深めさせること
- ・ 政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせること

としております。

「政治・経済」においては、

- ・ 日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させること
- ・ 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させること
- ・ 民主政治の本質や現代政治の特質について把握させること

- ・ 政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させることとしております。

実際の指導に当たっては、概念的、抽象的になったり、細かな用語や仕組み、数字などを覚えさせたりする指導にならないよう、発達段階に応じ、具体的な事例を取り上げて学習するなど、児童生徒が理解できるよう留意することとしております。

なお、法に関する教育や消費者教育についても、それぞれ必要な事項について、社会科や公民科、家庭科、道徳、特別活動の中で学習することとしております。

教育基本法及び学校教育法においては、教育の目標の一つとして、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げており、これを踏まえ、文部科学省としては、新しい学習指導要領に基づき、各学校において、国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う教育が、しっかりと行われるよう努めてまいります。